

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年六月八日奈良県指令建第一〇四―一五六号

令和三年一月十五日奈良県指令建第一〇四―一五六―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年一月二十一日建第九七四八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年一月二十一日建第五六五四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町龍田西七丁目一〇六九番並びに稲葉西一丁目一〇〇六番一及び一〇七

〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂六丁目五八番地一

山本工務店 代表者 山本勝康

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡斑鳩町龍田西七丁目一〇六九番の一部並びに稲葉西一丁目一〇〇六番

一及び一〇七〇番一の各一部

公園 生駒郡斑鳩町稲葉西一丁目一〇七〇番一の一部

下水道 生駒郡斑鳩町龍田西七丁目一〇六九番の一部並びに稲葉西一丁目一〇〇六

番一及び一〇七〇番一の各一部

水路 生駒郡斑鳩町稲葉西一丁目一〇七〇番一の一部